

小松島市教育大綱（第2期）

I 教育大綱の位置づけ

小松島市教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づく大綱です。小松島市のまちづくりの指針である「小松島市第6次総合計画」に則り、小松島市の教育、学術及び文化の振興に関して今後推進すべき施策を明らかにするものです。

II 期間

第2期大綱は令和4年度から令和8年度の5カ年とします。
(国・県の動向や本市の状況により必要に応じて見直しを図ります。)

III 基本理念

教育大綱の基本理念は、本市の教育行政の最も基本的な考え方を示したものです。
第2期では小松島市民の皆さん一人ひとりが郷土を愛し、共により良い小松島を創っていきながら、人間性豊かに暮らせるまちづくりをめざしています。

ふるさと小松島の未来を拓く人づくり

IV 基本目標

教育大綱の基本理念を実現するため、基本目標を3つの大きな柱として定めます。また、それぞれの基本目標ごとに、基本方針を示します。

基本目標1

未来を担う人を育てる

基本方針1 新たな時代を生きる力を育てます。

- ・広い視野をもち、未来に向かってチャレンジする子供の育成
- ・人と人との支え合いを大切にする子供の育成
- ・保・幼・小・中での切れ目ない教育の実現

基本方針2 安心・安全に学べる環境を整えます。

- ・学校再編による学校施設の新設や校舎改修による教育環境の改善
- ・学校の危機管理体制の強化
- ・コミュニティ・スクールを活用した地域との連携

基本方針3 可能性や個性を伸ばす教育を推進します。

- ・一人ひとりの個性を活かす特別支援教育の推進
- ・自分の将来像を描き、可能性を広げるためのキャリア教育の推進
- ・生命を大切にする教育の推進といじめ防止の徹底

基本目標2

未来につながる学びをつくる

基本方針1 学び続けられる機会の充実を図ります。

- ・各種文化講座の開催と独自イベント（文化、音楽、芸能等）の活性化
- ・情報拠点としての図書館の機能・サービス充実
- ・地域コミュニティの拠点である公民館の機能充実

基本方針2 いきいきと運動ができる環境を整備します。

- ・体育館等のスポーツ施設の整備と充実
- ・地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション活動の推進
- ・スポーツ指導者などの人材育成と活用

基本方針3 小松島への誇りと郷土愛を育みます。

- ・文化財、伝統芸能などの文化資源の保存と活用推進
- ・郷土を愛する心を育む教育の推進

基本目標3

未来を創造する社会をつくる

基本方針1 地域社会と共に活動する機会を充実させます。

- ・地域ボランティア活動や地域住民・高齢者による交流活動の推進
- ・多様な価値観を認め合う共生社会の推進
- ・コミュニティ・スクールを活用した学校との連携

基本方針2 人権教育・啓発活動を推進します。

- ・様々な人権問題解決に向けて市民全体で進める取組の充実
- ・学校、家庭、社会における人権教育の推進

基本方針3 安心・安全な地域づくりを推進します。

- ・地域防災訓練や防災講演会の実施による地域防災力の向上
- ・犯罪・非行防止運動への取組

※各教育施策は、「小松島市教育振興計画（第3期）」に基づいて推進します。